

大田市告示 第 1 0 6 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 6 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり字の区域を廃止することとしたので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、この字の廃止の効力は、同条第 3 項の規定により、本告示の日から生ずる。

令和 6 年 5 月 1 7 日

大田市長 楫野 弘和